

ご存じですか？「手話で法律」サイト

手話で障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
手話言語研究所

社会福祉法人 全国手話研修センター
〒616-8372 京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3-4
FAX: 075-873-2647 TEL: 075-873-2646

手話で日本国憲法
手話言語研究所

社会福祉法人 全国手話研修センター
〒616-8372 京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3-4
FAX: 075-873-2647 TEL: 075-873-2646

手話で障害者差別解消法
手話言語研究所

社会福祉法人 全国手話研修センター
〒616-8372 京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3-4
FAX: 075-873-2647 TEL: 075-873-2646

手話で障害者の権利に関する条約
手話言語研究所

社会福祉法人 全国手話研修センター
〒616-8372 京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3-4
FAX: 075-873-2647 TEL: 075-873-2646

手話で憲法を読む 憲法の解説 NEW! 障害者差別解消法 差別解消法の解説 このサイトについて

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の解説

障害者の権利に関する条約の解説 NEW!

【解説】 NEW!
障害者権利条約で手話に関する部分
障害者の権利に関する委員会と総括所見
日本政府への手話に関する提言

障害者の権利に関する条約 条文
外務省ウェブサイト掲載 PDF形式

日本国憲法
日本国憲法の解説
障害者差別解消法
障害者差別解消法の解説

ルビ表示の切り替え: ルビなし ルビあり マウス下のみ

前へ 障害者権利条約で手話に関する部分 次へ

こんにちは。今日は、障害者権利条約についてお話ししたいと思います。この条約は、障害者の権利を守るために国連で作られたもので、日本も批准しています。

条文・解説 もくじ

手話動画(字幕あり)

手話で憲法を読む → <https://jisls.jp/kenpo/>

社会福祉法人全国手話研修センター手話言語研究所は、厚生労働省委託事業として、2015年度より法律等の手話翻訳に取り組んでいます。

これまでに「日本国憲法」「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法(一部)」の条文について、手話翻訳動画をサイトに掲載しました。また、憲法とそれぞれの法律について、弁護士によるわかりやすい手話解説も併せて掲載しました。

2023年度からは、「障害者権利条約」の解説を掲載するとともに今後3年ほどかけ「障害者権利条約」全50条文の手話翻訳に取りかかります。

活用例 1

学校の授業や出前講座
で視聴・
解説



活用例 2

ろう協会等の学習企画



「手話で法律」サイトをぜひご利用ください。



厚生労働省委託事業「手話研究・普及事業」
社会福祉法人全国手話研修センター 手話言語研究所